

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の背景

神川町は、埼玉県の北西部に位置し、神流川を挟んで群馬県藤岡市と接しています。町の南西部には山間地域が広がり、晩秋に可憐な花をつける「冬桜」で名高い城峯公園、清流神流川の景勝地「三波石峡」など美しい水と緑が広がる自然豊かな町です。

しかしながら、人口の増加や生活様式の変化により、多くの身近な自然が次第に失われるとともに、都市・生活型公害や廃棄物の問題が深刻化しつつあります。

過去には、児玉工業団地内の産業廃棄物処理施設の建設計画を住民と町が一丸となり反対運動を行うなど、環境問題に対する町民の関心は、今尚高いものがあります。

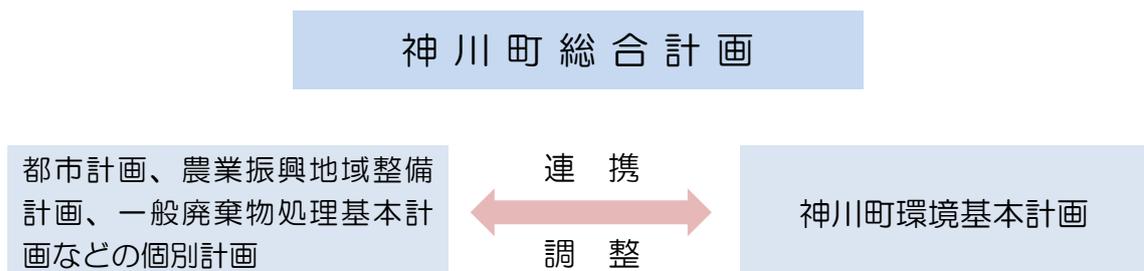
神川町では3つの基本理念を軸に「神川町環境基本条例」を旧神川町で平成12年3月に制定し、平成18年に誕生した新町でも引き継ぎました。

この環境基本条例第9条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「神川町環境基本計画」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「神川町環境基本条例」第9条に基づいて定めるものであり、町の環境の保全及び創造を総合的かつ計画的に推進するうえで基本的な計画です。また、町の最上位計画である「神川町総合計画」の環境分野におけるまちづくりの基本理念を実現していくうえでの、計画としての役割と性格を持ちます。

これらは、都市計画や農業振興地域整備計画、一般廃棄物処理計画等の関連するその他の計画と連携、調整を図ります。



〔 図 環境基本計画の位置づけ 〕

第3節 計画の基本理念

本計画は、平成18年1月1日に施行された「神川町環境基本条例」の基本理念（第3条）の実現を目的とすることから、計画の基本理念を次のとおりとします。

神川町環境基本条例（第3条）

- 1 環境の保全及び創造は、現在及び将来の町民が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、安全で健康かつ文化的な生活を将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然が共存する中で、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会が構築されるよう、町、事業者、町民及び滞在者の公平な役割分担の下、協力して積極的に推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。



環境基本計画の基本理念

- 1 良好な環境の確保と、将来への継承
- 2 全ての者の公平な役割分担の下、持続的発展が可能な社会の構築
- 3 全ての事業活動及び日常生活における地球環境保全への取り組み

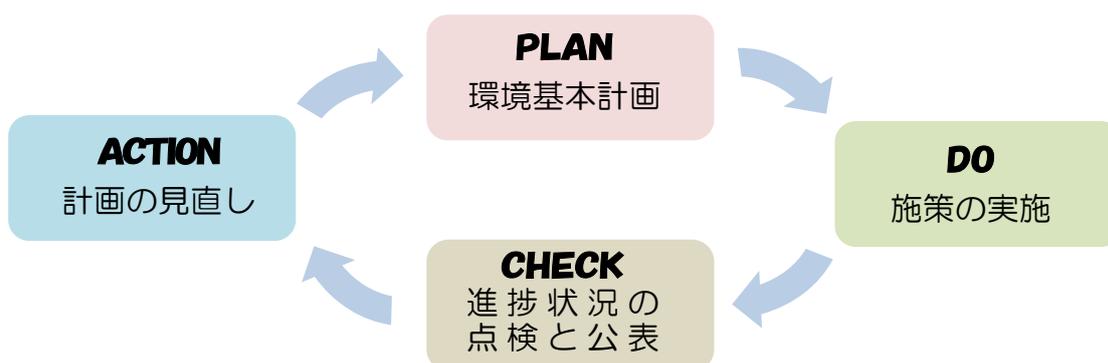
第4節 計画の推進

環境基本計画の推進にあたっては、計画を着実に実施し、その費用対効果や継続的改善を図るため、以下のようなPDCAサイクルにより進行管理をします。

計画における目標の達成状況及び施策の実施状況を点検し、神川町の環境（環境白書）により公表します。

さらに、神川町環境審議会、神川町環境衛生推進委員会や町民、事業者との連携・協力による、望ましい環境像を示し、計画の実現に向け適切に推進する。

進行管理システム（PDCAサイクル）



第5節 計画期間

本計画の期間は、「神川町総合計画」との整合を図り、令和3年度から令和7年度までの5ヶ年とし、今後の生活環境を取り巻く社会情勢の変化や、町民の意識の変化など、必要に応じて適宜見直しを図るものとします。

第2章 環境の保全及び創造に関する目標

第1節 望ましい環境像

望ましい環境像とは、町民・事業者・行政が一体となって達成すべきまちづくりにおける目標です。

神川町では、御嶽山や城峯山に代表される恵まれた緑、西部を流れる神流川や神流湖などの自然と、安心して暮らせる「住みよいまち」を将来にわたり引き継がなければなりません。

こうしたことから、当計画では神川町が目指すべき環境像として以下を掲げます。

『住み続けられるまち神川』

第2節 環境目標に係る基本的施策

望ましい環境像の実現のため、神川町環境基本条例第8条に掲げる環境施策を総合的かつ計画的に実施します。

1 生活環境の保全

大気、緑地、河川、地下水、土壌等を健全な状態に保ち、神川町に住む人々の安全で健康かつ文化的な生活の保全を図ります。

2 自然環境の保全

野生生物の種の保存、生態系の保護等生物の多様性の確保を図り、森林、農地、水辺等の多様な自然環境の保全を図ります。

3 快適環境の保全

安らぎとゆとりのあるまちの創造とともに、快適な環境の保全を図ります。

4 循環型社会の構築と地球環境の保全

資源やエネルギーの有効利用、廃棄物の減量を推進し、循環型社会の構築を図り、地球温暖化等の問題の解決に向け、負荷を軽減し地球環境の保全を図ります。

5 環境保全活動、環境学習の推進

環境の保全及び創造に自主的かつ積極的に取り組めるよう環境学習機会の提供を推進し、環境保全の人づくりを図ります。

住み続けられるまち神川

第3章 基本施策の展開

第1節 生活環境の保全

第1 大気環境の保全

大気汚染の目安とされる二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等は、町内での観測は実施していませんが、隣接の本庄市児玉町内に県の常時監視測定局が設置されています。

二酸化窒素、浮遊粒子状物質については環境基準を達成していますが、光化学オキシダントは環境基準を達成していません。環境基準の達成には、工場・事業場、自動車からの排出ガス削減対策が引き続き必要です。

1 自動車排出ガスの抑制

大気汚染物質の発生源についてみると、自動車からの排出ガスが増えることが原因と考えられるので、自動車排出ガス対策が一層重要となります。

2 固定発生源対策の推進

ボイラー等大気汚染の原因となる施設を設置している工場・事業場に対し、適正な管理を求めるとともに、大気汚染物質の削減がより一層図られるよう事業者にも協力を求めます。

3 大気汚染状況の監視

光化学スモッグ注意報やPM_{2.5}の注意喚起を速やかに町民に周知するとともに、野外焼却等の監視を推進します。

第2 水環境の保全

町内にある河川等については、毎年定期的な水質検査を実施して、水質汚濁の現状を把握しています。今後も、水質の改善を進めるために工場・事業場の排水対策及び生活排水対策を進めます。

1 工場・事業場排水対策の推進

特定事業場から排出される水質の適正な管理や、規制対象にならない小規模な施設についても、適正な管理指導を進めます。

光化学オキシダント

自動車や工場などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）が、太陽の強い紫外線を受けると光化学反応を起こし、光化学オキシダント（酸化性物質）を発生します。光化学オキシダントは、春～夏にかけて、気温が高く、日差しが強く、風が弱い日に高濃度となります。被害としては、「目がチカチカする」「のどが痛む」などの症状のほか、頭痛・はきけ、息苦しいなどの症状が出るといわれています。

2 生活排水対策の推進

合併処理浄化槽等の整備を推進し、水質汚濁の軽減に努めます。また、水源としての水質の向上を図ります。

第3 土壌・地下水の保全

土壌については、概ね良好な状態にあると考えられるので、引き続き状況の把握に努めて行きます。

1 土壌、地下水の状況の監視

有害物質による土壌汚染や、過度の薬品使用等について引き続き監視を行います。

2 土砂のたい積の監視

無秩序に土砂を積むことによる近隣の生活環境の悪化防止や土砂の流出・崩壊の事故防止をはじめ、汚染された土砂を搬入させないために監視を行います。

第4 騒音・振動・悪臭の防止

騒音・振動・悪臭は、特に日常生活に密着しており、その発生源も多種多様になっています。発生源となりうる施設や場所の所有者には、単に規制基準を遵守するというだけでなく、きめ細かな防止対策が重要です。

1 交通騒音対策の推進

鉄道騒音・航空機騒音は関係機関との連携を強化し、自動車、オートバイ等の不適正な改造や空ぶかしによる騒音については、ドライバーへの啓発を行います。

2 騒音・振動対策の推進

騒音や振動を発生させる特定の建設機械を使用する作業については、法令に基づく指導を行うとともに、低騒音、低振動の建設機械の導入を推進します。

3 悪臭発生の防止及び監視

悪臭防止法の適切な運用を図り、悪臭発生源に対しては監視、指導を強化する。

第5 化学物質による汚染の防止

人の健康への影響が懸念される様々な化学物質については、排出の規制等を行う他、事故時の迅速な措置、安全管理等の指導を推進します。

1 工場・事業場ダイオキシン類発生対策

ダイオキシン類は、代表的な有害化学物質であることから、引き続き大気

環境中のダイオキシン類濃度について調査、監視活動を行います。

2 焼却炉・野外焼却対策の推進

関係法令等に基づいて、野外焼却等の不適正な焼却に対しては、監視・指導体制を強化するとともに、焼却炉についても、使用しないよう指導します。

3 放射性物質について

東日本大震災による原子力発電所の事故により、放射性物質についての意識が高まっていることから、県と連携して監視を推進していきます。

町は、平成12年の「環境基本計画」において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の規定に基づく県の要領により、知事から意見照会を求められる施設（これによらない施設を含む）については、本計画期間中、新規の産業廃棄物処理業の進出及び処理施設の設置は認めないものとする明記しました。このことから本環境基本計画においても継続するものです。

第2節 自然環境の保全

第1 緑、水辺等の保全

町の面積の約46%が農地及び山林であり、緑豊かな農山村を形成しています。また、水源を有する地域もありその保全とともに、水環境の整備が重要となっています。

1 森林の保全

緑豊かな森林を後世に伝えていくためには、「100年の森（矢納地域）」やその周辺にある原生的な森林を保全するとともに、適切な森林の循環利用を推進します。

2 草花や身近な緑の保全

草花や身近な緑は、人々に潤いを与えるもので、その適切な維持に努めます。また、公共施設の緑化を推進します。

3 環境に配慮した河川・水路の整備

治水対策に合わせ、神流川水辺公園、秩父瀬神流パークや鳥羽川河川公園のような、町民が潤いや安らぎを感じられる水辺空間の整備を推進します。

第2 動植物の保全

町には、多くの動植物が生息、生育していますが、その実態等については必ずしも明らかになっていません。生態系の保全には、現状の把握と保護が重要となります。

- 1 多様な動物の生息環境の保全と創造
生息環境の悪化が憂慮されることから、希少動物の保護を図ります。
- 2 重要な植物の生育地の確認と保全
開発事業における植物の生育環境への負荷を出来る限り低く抑えること
や、希少植物の保護を図ります。
- 3 特定外来生物と有害鳥獣の駆除
町内にはアライグマ等の特定外来生物が確認されています。町内の希少種
保護のため駆除等の管理の徹底が必要です。また、人的、農業的被害を及ぼ
す有害鳥獣については、被害状況のほか個体数の確認を行い、適切な駆除等
の管理が必要です。

第3節 快適環境の保全

第1 快適な景観の保全

- 1 快適な景観資源の保存
上武自然公園を中心とする緑豊かな山林や、台地の雑木林等、人々に密着
した良好な景観を保全し、創造を図ります。
- 2 地域に密着した歴史・文化遺産の保存と活用
自然と一体となった古墳や城跡、地域に密着した神社・仏閣等、良好な景
観を維持することに必要な歴史・文化遺産の保存と活用を図ります。

第2 快適な生活空間の保全

- 1 ごみ出しマナーの向上
間違ったごみの出し方をしている違反ごみは、見た目に悪く、カラスや野
良ネコに荒らされ悪臭の原因にもなります。ごみ出しのルール遵守やマナー
の向上を推進します。
- 2 ペット飼養マナーの向上
ペットの糞の放置は、景観を害するだけでなく、生活環境の悪化の原因に
もなります。ペット飼養のマナー向上を推進します。
- 3 空き地・空き家の管理
使われていない土地や建物の管理を怠ると、雑草が繁茂し景観を損ねるば
かりか、害虫の発生、枯れ草出火のおそれの他、不法投棄を助長します。空
き地の管理を徹底することで、快適な生活空間を保全していきます。また、
空き家の管理については、空き家対策特別措置法に基づいて総合的な施策を
計画していきます。

4 不法投棄の対策

不法投棄の防止について、警察及び県と連携を図っていきます。

第4節 循環型社会の構築と地球環境の保全

第1 廃棄物の抑制とリサイクルの推進

持続的に発展することができる循環型社会を構築するためには、環境への負荷の少ない社会経済活動を実現することが必要です。

1 廃棄物の発生抑制と適正処理の推進

廃棄物の処理については、3R（発生抑制・再使用・再生利用）、熱回収の順で行い、循環的利用が不可能なものについては適正処理するという基本的な考え方に基づき、事業者、処理業者、町、町民それぞれの取り組みを推進します。

2 リサイクル活動の推進

廃棄物の減量化及び発生抑制を図るために、リサイクル活動をさらに推進し、環境と調和した社会を築きます。

第2 地球環境の保全

地球の環境問題を解決し、地球環境の保全に寄与するためには、一人ひとりの生活スタイルやあらゆる事業活動を環境保全の視点から見直すことが必要です。

国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル(※①)、脱炭素社会を目指すことを発表したことから、今後法改正等が行われた場合には、本計画も法に準じます。

1 温暖化対策の推進

地球温暖化の主な原因物質である二酸化炭素の排出を削減するためには、町民のライフスタイルの見直しや工場・事業場の経済活動の転換を進めるとともに、森林の保全、緑化の推進を図ります。

2 オゾン層の破壊の防止

エアコンや冷蔵庫には、フロンが現在も使用されているものがあることか

- 神川町が資源ごみとして収集し、リサイクルしているもの
 - 生きびん・その他のびん・飲料用缶・ペットボトル
- 地域や団体に資源回収を行っている品目
 - ◎ 紙類 新聞紙・雑誌・段ボール牛乳パック
 - ◎ 金属類 アルミ缶・スチール缶
 - ◎ 生きびん 一升ビン・ビールビン
 - ◎ 布類
- 小型家電リサイクル法に伴う小型電子機器の無料回収
 - ラジオ・カメラ・電子レンジ・扇風機等

ら、適切な回収に努める必要があります。適切な回収について啓発活動を推進していきます。

3 酸性雨対策の推進

工場・事業場に対する硫黄酸化物等の排出抑制指導により、酸性雨原因物質の排出を抑制するとともに、関係する情報の収集に努めます。

カーボンニュートラル(※①)に向けた動き

令和2年10月の首相の所信表明演説において、「2050年までに脱炭素社会を目指す」ことを発表しました。こうした動向も踏まえ、国において地球温暖化対策の推進に関する制度検討会が開催され、地球温暖化対策推進法、エネルギー基本計画等の見直しが検討されています。

※①カーボンニュートラルは環境化学の用語の一つ。何かを生産したり、一連の人為的活動を行った際に、排出される二酸化炭素と吸収される二酸化炭素が同じ量である、という概念。

第5節 環境保全活動、環境学習の推進

第1 ▶ 自主的な環境保全活動の推進

今日の環境問題の多くは、日常生活や事業活動自体が深く関わっているため、行政、事業者、町民のそれぞれの立場における自主的な取組が重要となります。

1 行政の役割

庁舎や関連施設での電気使用量や燃料使用量の削減、グリーン購入（環境負荷の小さい製品等を、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する）の推進や、公共事業の実施にあたっては環境への配慮を推進し、町民・事業者と共に環境の保全と創造に向け行動します。

2 事業者の役割

自らの事業活動に伴う環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるなど、地域社会の一員として、環境の保全と創造のため行政が推進する環境保全協定の締結やその他環境保全活動に積極的に協力します。

3 町民の役割

町民一人ひとりが、自らの生活が及ぼしている環境への負荷の大きさを十分に認識し、行政が推進する環境保全活動に積極的に協力するとともに、自主的な取り組みをします。

第2 環境学習の推進

環境問題について理解を深め、地域における各主体の具体的な行動を促進するために、環境学習に関する機会や場の提供を進めると共に、情報提供の充実に努めます。

1 環境学習の推進

環境保全に関連した施設の見学会等を開催し、環境保全に関わる人材の育成を図ります。また、学校等での環境教育を推進します。

2 環境情報の提供

行政、事業者、町民の三者が一体となって環境の保全を図っていくために、環境に関する情報を的確に把握するとともに、公開・提供に努めます。また、町の環境状況について「神川町の環境」として発行します。